

矯正施設被収容者生活維持関連業務の業務・システムの見直し方針

2005年（平成17年）6月30日

法務省情報化統括責任者（CIO）決定

「電子政府構築計画」（2003年（平成15年）7月17日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定。2004年（平成16年）6月14日一部改定）に基づき、以下のとおり、矯正施設被収容者生活維持関連業務の業務・システムの見直し方針を定める。

法務省は、本見直し方針に沿って、矯正施設被収容者生活維持関連業務の業務・システムについて、必要な見直しを行い、最適化に取り組むものとする。

第1 対象範囲

本方針が対象とする矯正施設被収容者生活維持関連業務は、矯正施設において一定の規則の元で生活する被収容者の安定した生活を維持させるための業務であり、主として被収容者から発せられるさまざまな要求・希望・願出等（以下「願出等」という。）を適切かつ速やかに処理する業務である。本見直し方針が対象とする矯正施設被収容者生活維持関連業務の業務・システムには、現在、被収容者の私有する金銭による生活関連物品の購入希望する場合の物品購入に係る願出等を処理する購入物品管理システムと被収容者が私有物の移動・管理を希望する場合の領置に係る願出等を処理する領置物品管理システム、被収容者に投薬する医薬品のうち、特殊な医薬品や他施設へ提供が可能な医薬品情報を矯正施設間で共有し、医薬品の合理的利用を図るための医薬品管理システム、外国人被収容者に貸与可能な外国語書籍の保有情報を矯正施設全庁で共有し、限りある外国語図書の有効利用を図り、外国人の処遇向上に資するための図書管理システムの4つのサブシステムがある。

なお、この矯正施設被収容者生活維持関連業務の中には、矯正施設被収容者処遇関連情報の管理業務との連携をも含むものとする。

第2 最適化の理念

矯正施設被収容者生活維持関連業務の業務・システムの最適化に当たっては、被収容者の私有の金品を扱う部分においては、特に情報の正確性の確保と被収容者に対する公平性の確保を念頭に システム化に馴染まないとしてきた被収容者ごとの個別具体的な願出等の処理の見直し 手作業せ

ざるを得ない部分とシステム化部分との整合性や一貫性の確保を踏まえた業務効率の向上の実現を図り、できるだけ簡素で単純化された業務の流れの構成を検討するとともに、運用コストの低減、処理能力の向上と安定運用の両立を実現させ、業務の更なる迅速化と費用対効果を高めることを目指すこととする。また、願出等の処理遅滞を招かないよう願出等の提出から処理完了までを迅速に行う必要があるなど業務の特殊性を踏まえ、最適化計画の策定に当たることとする。

最適化の実現目標として、現在の願出等の処理のうち、既存のシステム運用による電子データ化率は購入物品管理システム部分の約28%程度であるところ、最適化計画導入によって、願出等の処理の電子データ化を実現し、帳簿の作成や願出等の表題別仕分け作業の合理化を図る。

さらに、共有可能な各種情報（被収容者に係る個人情報を含む）については、矯正施設被収容者処遇関連情報の管理業務との連携強化も図ることとする。

また、施設間における情報共有の方法については、グループウェアを始めとして情報共有技術の進歩にかんがみ、独立的な情報システムとして構築・運用していくことの必要性は導入当初よりも低下していると考えられることから、提供すべき情報を精選した上で、グループウェアとの融合・統合を図る。

第3 矯正施設被収容者生活維持関連業務の業務・システムの現状

1 業務の概要

(1) 願出等の処理

矯正施設の被収容者は、おおむね集団生活を基本とし、一定の規則の下で生活している。長い拘禁生活が続く中においても、できる限り被収容者の心身の安定を図り、より望ましい形で受刑生活をさせることが必要である。

心身の安定には、被収容者の生活環境の管理や食事の管理なども重要な役割を持つが、被収容者の持つさまざまな欲求を満たしたり、解消させたりすることが重要な位置を占める。被収容者の欲求は、施設に対する様々な願出等により具体化することとなる。

被収容者からの願出等は限られた職員によって円滑に処理しなければならず、職員は一定の様式の書面を利用することで願出等の内容を的確に把握し、適正に処理をすることとしている。願出等には、内容に応じて複数の様式を設定しており、心身に関する悩み相談、さまざまな日用

品や書籍類の購入希望，身体不調の訴えや通信教育の受講希望，郵便物の発信の申出など多種多様な事項に対応させている。これら願出等の処理は，まず様々な法令・規則等に即し受け付けるべき適正な内容であるか否かを審査したり，他の被収容者からの使役ではない自発的な願出等であることを確認したり，記載事項の漏れの修正を指示したりした上で，記載内容を把握して処理すべき願出等を速やかに処理することとなる。願出等はその内容が被収容者の個別事情に基づく事項・事由が大半であることから，願出等の処理はその多くを個別に手作業で行っている。

これら願出等の処理に係る業務のうち，比較的定型的で一律に処理が可能な部分の処理に着目し，システム化することにより業務の効率化・合理化を進めてきたものである。

ア 領置物品の管理

矯正施設は，被収容者が入所する際に所持携行してきた金品や在所中に外部の人から差し入れされた金品または自費で購入した金品について，「監獄法」(明治41年 法律第28号)第51条と第55条に基づき，その占有を釈放まで矯正施設に移し，保管している(以下「領置物品」という)。領置物品の数は，個人によって大きく差があるものの，数百人から数千人を収容する矯正施設では，その合計は数万点から数十万点に及ぶ。

また，保管する領置物品のうち，日用品や書籍類の一部については被収容者の希望により施設内で使用でき，これらの手続も願出等に基づき，本人あて交付したり，再領置したりすることになる。

具体的には，被収容者から出される物品の使用や廃棄処理，身元引受人，親族等(以下「親族」という。)への交付，出廷時や面会時の特別携行の申出の処理，親族からの郵送を含めた差入れの受入れ処理など多岐にわたる処理が必要であり，被収容者が在所する期間全体を通じて適切に管理を行い，被収容者からの願出等や外部からの差入れによる物品の移動を円滑に処理するものである。

イ 購入物品の処理

矯正施設では別に定める一定の範囲において私費による購入物品等(以下「自弁品」という。)を使用させている。

自弁品の購入に際しては，被収容者が提出する願出等に基づいて，購入希望物品の種類・数量といった内容の確認，施設全体での購入品目の集計・発注処理，個人所有金及び使用可能な作業賞与金の金額との整合性の照合，発注，業者から納品された物品の被収容者への交付

情報の確認等を行うものである。

(2) 情報の共有

被収容者の願出等の作成が容易となる情報や円滑に願出等の処理をするための情報をあらかじめ収集しておくことが必要な場合がある。

願出等の処理に必要な情報のうち、他施設が有する情報については、他施設へ照会し、提供を受けた情報は、施設で管理し活用することとなるが、定期的に照会を繰り返し、常に最新情報を保持する必要がある。

これら、施設間での情報共有をシステム化することにより、施設間における照会、照会に基づく調査・確認、当該施設への回報連絡にかかる業務の効率化を進めてきたものである。

ア 医薬品の情報共有

矯正施設における被収容者の診察及び治療は、職員の視察や被収容者からの願出等の提出に基づき、原則として施設の医師が行う。

診察や治療に必要な医薬品についてはおおむね常備し、適時適切に処方しているものの、特殊な医薬品や高価な医薬品など場合によって常備のない医薬品があり、この場合、診察後に必要な医薬品を選定し、調達手続するのでは入手に時間を要し、必要な投薬ができないばかりか、医薬品の少量購入は非常に割高となる。また、使用頻度の低い医薬品を購入するとその購入可能最小単位数によっては、使用期限内に消費しきれず、多くがデットストックとなってしまう、予算の効率的執行に反するといった問題が生じる。

そこで全国の矯正施設で入手に時間を要するような特殊な医薬品や近隣施設間で相互提供が可能な医薬品についての情報を共有することによって、常備のない医薬品について近隣矯正施設間で補完しあうことができるようにしたものである。こうした情報共有の実施によって、各施設におけるデットストック医薬品の有効活用にもなり、予算の効率的執行を図ることができる。

イ 外国語図書の情報共有

矯正施設の外国人被収容者用図書は、近年の外国人被収容者の急増に伴う外国人収容施設数の増加及び国籍の多様化から、外国語図書が必要となる施設が増加したほか、多言語の書籍の充実が必要となった。しかし各施設における保有数はわずかで、被収容者に提供できる書籍の種類や数には限りがあった。そのため多くの施設において外国人被収容者への貸与可能図書が極めて限られるという問題があった。

そこで施設間で保有外国語図書の情報を共有することによって、貸与

可能な図書を充実させたものである。

この場合、貸与可能な図書の情報を外国人被収容者に提供することによって被収容者の生活環境の充実に資するとともに、情報の共有により施設間で都度行ってきた「目的とする外国語図書」の保有状況についての照会や他施設から保有状況の照会を受けた場合に都度保有図書の確認を行わなければならないような業務についての合理化を可能としたものである。

(3) 業務の処理状況

現在、願出等の処理は、年間約800万件以上に上り、近年の被収容者の増加に伴い、その処理件数は増加の一途である。この膨大な願出等の処理については、帳簿の作成や願出等の分別などの受付処理だけで年間約4万4千時間以上を要している現状にある。

2 矯正施設被収容者生活維持関連業務の業務・システムの課題等

(1) 業務上の問題点

ア 願出等への記載事項は、被収容者ごと、願出等ごとに個別具体的な内容であることが多く、願出等一枚一枚の内容を確認しながら処理することが重要であり、これは合理化・効率化に馴染みにくい、これ以外の部分の願出等の決裁過程については、簡素化する余地がある。

イ 願出等はいくつかの種類があるが、中には様式が似ていて被収容者が記入を間違える例が散見される。

ウ 情報共有のシステムは、すでに旧式化した WindowsNT4.0 サーバ上で動作しており、利用時には通常使用している windows2000 サーバからログオン先を変更したり、グループウェアの設定を都度変更したりして使用することになり、利便性が悪い。

(2) システム上の問題点

ア 領置物品管理システムと購入物品管理システムは被収容者データ管理システムのデータを定期的に複製し同期を取ることで、同一情報を保持させているが、同一情報を二重に保有している部分を改める必要がある。

イ 各システムは、ハードウェア的には、共通のサーバとクライアント上で動作し、運用が行われているが、システム開発時期のずれや開発業者の違いから両システム間で共有可能な対象物品の数量情報が共有できていなかったり、領置物品の受入処理の合理化が図れるようなデータ授受ができていなかったりするなど、連携が取れていない部分がある。

ウ 情報共有の方法については、現在、より安価で簡便な方法が見られることから、システムの簡便な方法への移行を行う必要がある。

エ 個人情報を取り扱うシステム部分において、個人情報保護対策が十分に行われていない。

(3) 業務・システム上の課題

従来取り組んできた民間委託の拡大については、今後も積極的に推進していく必要がある。

第4 見直し方針

矯正施設被収容者生活維持関連業務の業務・システムの現状及び課題等を踏まえ、次に掲げる観点から必要な見直しを行う。

1 現在は、被収容者からの願出等は、必要に応じて被収容者の処遇を担当する処遇部門と金品を管理する会計課がそれぞれの視点から起案・決裁を行っているが、被収容者の財産の移動処理の場合でも業務の正確性・公平性を確保しつつ、処遇部門・会計課の視点を取り入れた必要最小限の決裁階層を検討し、簡素で効率的な業務の流れの構築を図る。

2 被収容者が記入する願出等用紙の様式や記入事項について全ての願出等を見直し、記入事項や記入方法の簡便化を図ることにより、利便性の向上を図る。

3 図書管理システム及び医薬品管理システムについては、共有情報の精選や情報の管理・利用方法を踏まえ、グループウェアの掲示板においてこれらの情報を共有することを念頭に、グループウェアへの統合を実施する。

統合スケジュールとしては、まず平成17年度中に矯正局で運用するグループウェアに統合させ、その後は矯正局が運用するグループウェアの一部として「法務省情報ネットワーク（共通システム）最適化計画」（2005年4月6日 法務省情報化統括責任者（CIO）決定）に基づき次期法務省WANと統合するものとする。

4 現在、矯正施設被収容者処遇関連情報の管理業務・システムにおいて運用している被収容者データ管理システムと重複するデータは、システム間でリンクさせ、複写により、同じデータをシステム上に保有させて利用する形態となっているが、複数システムで利用する各情報について精査し、共有可能情報のシステム上での保有方法を改め、必要情報を参照させることを基本に各システム間の連携強化を図り、データの二重保持をなくすこととする。

また、将来における他の行政機関及び司法機関との連携について、その必要性や個人情報の保護の観点を踏まえて検討するものとする。

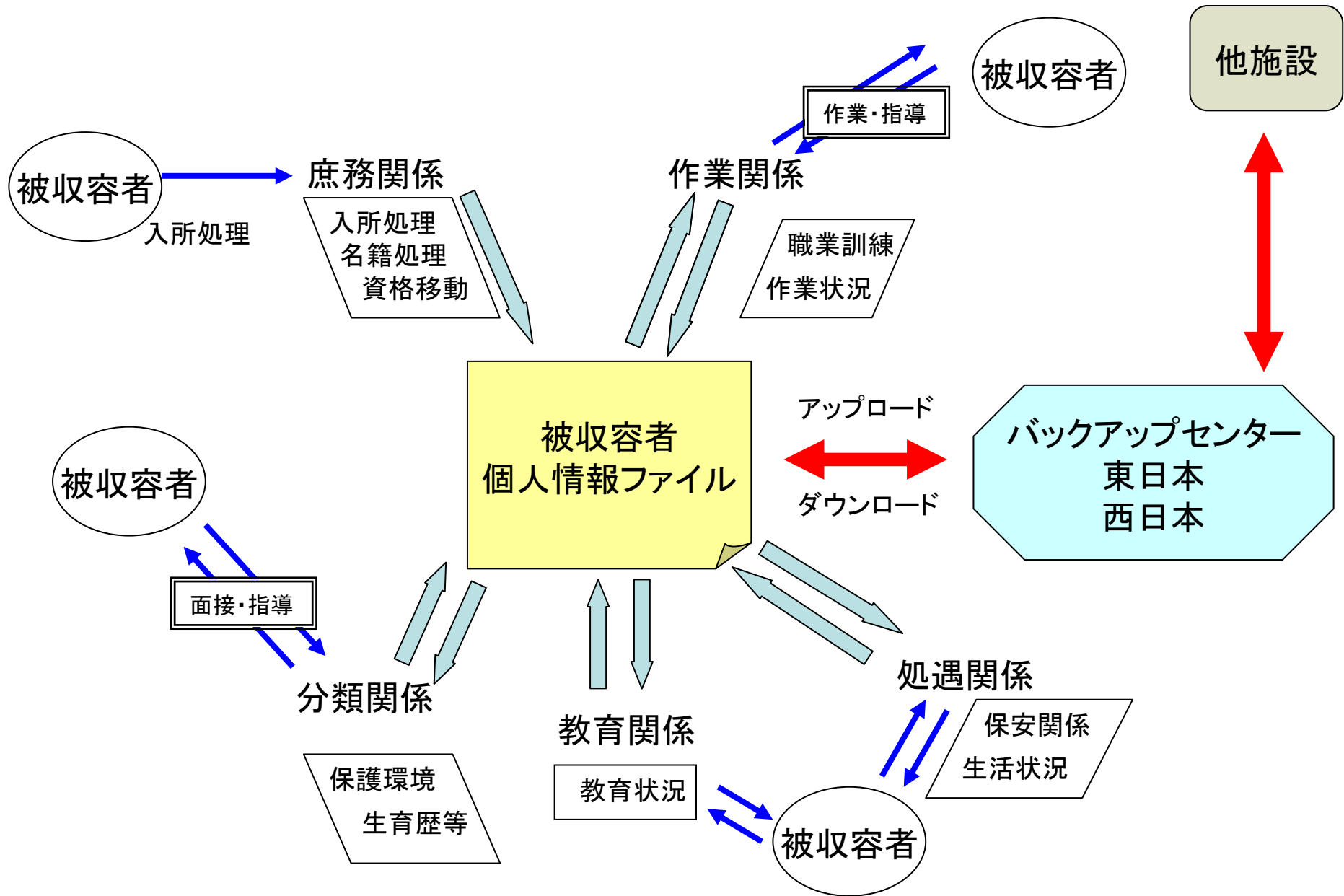
- 5 「購入物品管理システム」において購入した物品のうち領置物品として管理することになる物品があった場合は、そのまま「領置物品管理システム」に利用できるよう連携を図る。
- 6 個人情報を取り扱うことから情報セキュリティについて一貫した対策を講じ、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」に準拠したシステム上の個人情報保護対策を施すことで、システムの安全性の向上、強化を行う。
- 7 職員による判断を必要としない、領置倉庫管理部分については、個人情報の管理や領置物品の適正な確保を踏まえた上で、可能な範囲で外部委託を行う。平成17年度に17庁で外部委託を実施したが、より多くの施設で外部委託を実現させる。
- 8 現在、年間約800万件の願出等の処理に必要な約4万4千時間のうち、電子化に適さない分（全体の約20%：160万件）並びに既にマークシートを使用している分（約240万件）を除く約400万件分の願出等の電子化により、願出等の分別と帳簿等の作成部分がシステムによる帳票読込入力となり、約1千時間で処理できることから、計約2万時間を削減されることを目標とする。
- 9 その他
 - (1) 領置物品については、被収容者数の増加に伴い管理する領置物品が急増しており、それにより業務は煩雑となり、管理に要する時間も増加しているが、適正かつ良好な管理を引き続き行うため、より良い管理体制の検討を行っているところである。加えて、法務大臣の諮問機関である行刑改革会議から平成15年12月22日に提出された提言において、「刑務官等の職員が、受刑者の人間性を尊重しつつ、その改善更生及び社会復帰を図るという職責を十分に果たすためには、著しく過重となっている職員の負担を軽減し、健全な執務環境を確保することが不可欠である」とされたため、煩雑な領置業務に係る職員負担の軽減を期するべく、受刑者が施設内で使用できる物品については、施設に置いて領置をせずに受刑者自ら管理させる仕組みとする内容の法改正を行ったところである。新たな仕組みにより職員の負担軽減を実現するためには、受刑者が自ら所持品を管理できる環境作りや具体的な運用方針の策定等も必要であり、業務・システムの最適化の趣旨も踏まえ、これらの実現を図る。
 - (2) 上記のほか、「業務・システムの最適化計画策定指針（ガイドライン）」の別添3「業務・システムの最適化に係る共通見直し指針」を踏まえ、

必要な見直しを行う。

第5 最適化計画の策定

本見直し方針及び「矯正施設被収容者処遇関連情報の管理業務の業務・システムの見直し方針」を踏まえ、法務省情報化推進会議の下、「業務・システムの最適化計画策定指針（ガイドライン）」に沿って、法務省は、2005年度（平成17年度）中に「矯正施設被収容者処遇関連情報の管理業務及び生活維持関連業務の業務・システムの最適化計画」を策定する。

なお、領置物品に係る新たな管理・運用体制を策定した後、最適化計画策定方針に即したシステム開発を行うとともに最適化計画も必要な修正・見直し等を実施することとする。



現行 矯正施設被收容者処遇関連情報の管理業務・システム

